

令和4年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、養老町の令和4年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

公表する内容は、(I) 実質赤字比率、(II) 連結実質赤字比率、(III) 実質公債費比率、(IV) 将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と(V) 資金不足比率です。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

令和4年度の健全化判断比率・資金不足比率は、次のとおりであり、すべてが早期健全化基準を下回りました。

【養老町の健全化判断比率】

(単位：%)

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7. 8	37. 8
早期健全化基準	14. 04	19. 04	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

※ 赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄は「—」と表示しています。

【養老町の会計別資金不足比率】

(単位 : %)

特 別 会 計 の 名 称	資金不足比率	備 考
上 水 道 事 業 会 計	—	
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	
簡 易 水 道 特 別 会 計	—	経営健全化基準 20.0%
食肉事業センター特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※資金不足額がないことから、資金不足比率の欄は「—」と表示しています。

1 地方公共団体財政健全化法の概要

国民の暮らしを担う地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は今、健全な財政を維持する経営の能力が問われています。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」といいます。）が平成21年4月に全面施行されました。

健全化法では、監査委員の審査や議会への報告・住民への公表等を義務づけて情報開示を徹底するとともに、早期健全化基準を設け、基準以上となった地方公共団体には財政健全化計画の策定を義務づけて自主的な改善努力を促すこととしています。

◆健全化判断比率の公表等

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

◆財政の早期健全化

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告を行わなければなりません。また、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表するものとされています。計画の策定にあたっては、地方公共団体の長は、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

また、総務大臣は、各都道府県知事・指定都市の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。

◆財政の再生

再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければなりません。財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

また、総務大臣は、各都道府県知事・指定都市の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。

◆公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体（組合及び地方開発事業団を含む。）は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率（資金の不足額の事業規模に対する比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

また、総務大臣は、各都道府県知事・指定都市の長からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。

2 健全化判断比率における各指標について

(I) 実質赤字比率 4年度 なし（黒字のため算出されません） 3年度 なし 【早期健全化基準 14.04%】

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

毎年4月に始まり3月に終わる地方公共団体の会計年度の歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足して赤字が生じることは望ましいことではありません。この赤字が解消できないと、翌年度に繰り越されることになりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくことになります。

(II) 連結実質赤字比率 4年度 なし（黒字のため算出されません） 3年度 なし 【早期健全化基準 19.04%】

すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の赤字と黒字を合算して、赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

地方公共団体の会計は、地方税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たとき、財政状況がいいとは言えません。

例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている事業の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

(III) 実質公債費比率 4年度 7. 8% 3年度 7. 4%

【早期健全化基準 25. 0%】

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金を含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する割合の3ヶ年度平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示します。

一般会計の公債費は、当然、一般会計の義務的な負担になりますが、公営企業等ほかの会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市町との組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

(IV) 将来負担比率 4年度 37. 8% 3年度 51. 5%

【早期健全化基準 350. 0%】

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

地方公共団体の一般会計が支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束したもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、また、近隣市町との組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものについても、公社や第三セクターの経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともあります。

こうしたこととも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

(V) 資金不足比率 4年度 なし（資金不足が生じた公営企業はないため資金不足比率は該当ありません。）3年度 なし

公営企業の資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

公営企業の経営状況を公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したのが「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることになります。